

監査結果に関する措置状況報告書

令和7年度包括外部監査（地方独立行政法人大阪市民病院機構に係る事業管理及び財務事務の執行について）

所 管 所 属：健康局

通 知 日：令和8年6月15日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
指摘1－①	18	将来的に、医薬・薬剤業関係等の有識者が役員に就任された場合、役員規程における「役員は、法人の利益と相反する行為を行ってはならない。」という規定に抵触する事象が発生することも想定される。 大阪市民病院機構は、当該規程について検討し、別途細則を作成し、手続や報告の義務等を整備されたい。	当機構では役員規程にのっとり、役員が利益相反行為を行わないことを遵守しており、毎年理事長を含む役員全てからの確認書の提出を受けている。また、外部役員が関係する取引案件を理事会で審議する際には、当該役員を除いた形で行ってきたところである。 より客観性を担保するため、これらに関する細則等については、令和8年度中の整備に向けて検討を行う。	措置中	(令和9年3月31日)
指摘1－②	21	理事長の決裁権限が広範に渡っており、各稟議の慎重な検討を阻害している可能性がある。 大阪市民病院機構は、事務専決規程に副理事長に関する言及がなされていないので、副理事長にも一定の決裁権限を委譲するなど、理事長の業務負担の軽減を検討されたい。	副理事長職への決裁権限の委譲に関して、副理事長が専決できる事項について、令和8年度中の整備に向けて検討を行う。	措置中	(令和9年3月31日)
指摘1－③	21	理事会規程第2条細則の第2号は大阪市の「議会の議決に付すべき契約に関する条例」に準拠しているが、大阪市と大阪市民病院機構の予算規模が異なるので、大阪市民病院機構は、基準となる金額を健康局と協議の上、見直すことを検討されたい。	(大阪市民病院機構) 当該基準額は、本市直営時代から設定されているものであり、独法化後においても病院事業の規模や内容に大きな変更は生じていないが、改めて病院事業の規模からみた妥当な基準金額のあり方について検討していく。 (健康局) 当該基準額は、本市直営時代から設定されていたものの、独法化の際、検討のうえ、同額としていたものであるが、独法化後10年以上経過していることから、現時点での妥当性（現契約実績・他独法の状況など）を鑑み、見直しも含めて機構と協議の上、検討してまいりたい。	措置中	(令和9年3月31日)
意見1	21	大阪市民病院機構は、地方独立行政法人における規程類の重要性を鑑み、大阪市民病院機構を取り巻く環境の変化等に応じて、適宜、改正の必要性を検討するなど、規程類が適切に改正されるよう取り組まれたい。 なお、定款についても法人自治のための最重要規則として、必要があれば適時に改正されるよう定期的に検討されたい。	当機構では、給与や組織、自主料金等明確に変更がある場合は随時規程類を改正し、必要に応じて定款の改正も行ってきた。定款も含め規程類の変更・改正に当たっては、今後も適宜、改正の必要性を検討していく。	見解	－
意見2	23	大阪市民病院機構には各種の会議体が106存在する。法律等により設置が求められている会議だけでも51の会議が運営されている。適宜、会議体の整理統合をされているとのことであるが、大阪市民病院機構は、今後も事務処理の適正化、効率化のため、更なる整理統合を推進されたい。	当機構では医療機関として、法令・通知等により設置が義務付けられているものを含め、医療の高度化・専門化に応じて多数の会議体を設置してきたところである。しかしながら、会議体の数が多いことに伴い事務負担の増大や意思決定の遅延に繋がることが考えられるため、今後、目的の重複する会議の整理・統合を進めるとともに、開催頻度の見直し、オンライン会議やチャットの活用など、効率化に向けた取組を進めていく。	見解	－
指摘2	24	大阪市民病院機構は、説明責任・情報公開の観点から、議論の過程が明確になるよう理事会の議事録を充実されたい。また、事後的に、検証が必要になった場合を想定し、会議内容を明確にし、論点・反対意見などを明示するよう改められたい。	これまでは、結論を中心に簡潔に記載することで、意思決定内容を明確に伝えることを重視してきたが、今後は、議題の主旨や論点、出席者の主な意見などを適切に整理し、議事録に反映することとした。	措置中	(令和8年9月30日)

監査結果に関する措置状況報告書

令和 7 年度包括外部監査（地方独立行政法人大阪市民病院機構に係る事業管理及び財務事務の執行について）

所 管 所 属：健康局

通 知 日：令和 8 年 6 月 15 日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見 3	25	大阪市民病院機構は、十三市民病院についても経営支援システム（患者別原価計算システム）の早期導入を実現し、大阪市民病院機構としての経営改善に役立つデータを蓄積されたい。	十三市民病院においても、経営支援システムの導入の検討を開始している。令和 8 年度上半期で仕様等を確定し、年度内での導入を予定しており、収益ならびに原価情報を蓄積し、経営改善に繋がるよう同システムのデータを活用していく。	見解	—
意見 4	26	運営費交付金の金額は現状を反映したものである。大阪市民病院機構及び健康局は、その政策医療経費の妥当性については今後も検証をされたい。	（大阪市民病院機構） 運営費交付金における政策医療経費の算出については、原則として患者別原価計算により行っており、今後も健康局と協議の上、引き続き適正に交付要望額の算定を行っていく。 （健康局） 運営費交付金における政策医療経費については、地方公営企業繰出基準に基づき、原則として患者別原価計算を用いて算定している。引き続き、設立団体として交付要望額の妥当性について検証を行い、適正な政策医療経費の算定に努める。	見解	—
意見 5－①	36	大阪市民病院機構は、医師や看護師という医療業界内の専門的業務に従事する労働者の性向を十分考慮し、労働時間管理を継続されたい。法律が求める要件を充足するだけにとどまらず、医療従事者の健康管理を積極的に推進していく姿勢を今後も継続されたい。	当機構では、労働時間の管理は、ICカードによる出退勤打刻及び就労管理システムによる管理を行っている。また、医療従事者の健康管理措置に関しては、法令を上回る措置として、疲労度チェックや産業医判断による当該職員及び上司に対し面談を実施しており、今後も適切な労働時間管理に積極的に取り組んでいく。	見解	—
意見 5－②	37	時間外勤務時間の把握にあたり、医師の兼業先での労働時間については、医師本人の申告によらざるを得ない。大阪市民病院機構は、労働者としての医師の健康管理を積極的に行うという現在の方針を今後も継続されたい。	当機構の兼業については、兼業等審査委員会での許可を必須としており、兼業先での労働時間については、宿日直中の業務対応時間を含め医師個人がシステムに労働時間を申告する仕組みを構築し運用している。今後も適正な手続と医師の健康管理に努めていく。	見解	—
意見 5－③	38	大阪市民病院機構は、医師の労働時間管理において、自己研鑽の時間と労働時間の適切な区分につき、引き続き留意されたい。	医師の自己研鑽の時間については、令和 4 年 9 月に自己研鑽の基準と手続方法を定め周知しており、常時確認できるよう院内ポータルのマニュアルに掲載している。引き続き自己研鑽と労働時間の適切な管理に努めていく。	見解	—
意見 5－④	38	大阪市民病院機構は、医師の健康管理について積極的に関与するという観点から、時間外勤務の数値把握に加えて、時間外勤務に該当しない自己研鑽の時間や宿日直勤務時間についても実態を把握し、必要に応じて面談を勧奨するなど、引き続き働き方改革に継続して取り組まれたい。	自己研鑽時間は就労管理システムに申告する仕組みを構築し、組織的な管理を行っている。また、宿日直勤務中の業務対応時間についても、同システムにより把握している。なお、時間外勤務が長時間に及んでいる職員に対しては、面談を行うとともに、必要に応じて疲労度チェックや産業医判断による面談を実施している。今後も働き方改革に継続して取り組んでいく。	見解	—

監査結果に関する措置状況報告書

令和7年度包括外部監査（地方独立行政法人大阪市民病院機構に係る事業管理及び財務事務の執行について）

所 管 所 属：健康局

通 知 日：令和8年6月15日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見6	40	「1者入札」の問題については、独占禁止法上「不公正な取引」と評価しうる「選択的流通」に該当するとの意見も生じうるところである。大阪市民病院機構は、通常の入札における配慮の外に、特に医療機器の流通に関する特殊性（例えば、メーカーがその品質を保つため代理店を1者に制限するなど）があればそれを調査した上で、広く応札を求める、製品の適正な時価を調査し、見積書を取得する、などに努められ、その経緯の記録を可及的に書面に残してファイリングしておく、などの努力を継続されたい。 なお、結果的に1者入札となってしまうという事実を理由として、安易に随意契約を選択することがないよう十分留意されたい。	医療機器等の入札に関しては、流通の特殊性を考慮しながらも、メーカーによる代理店制限等の有無の調査や複数事業者への情報提供、仕様の検討、ベンチマークデータを活用した市場価格の調査、見積取得等により適正な時価を確認・記録している。今後はこれらの経緯を整理し、後日検証可能な形で保存していく。また、随意契約の安易な選択にならないよう、競争入札を基本とした契約方式の選定を適切に行っていく。	見解	—
指摘3	41	大阪市民病院機構は、契約監視委員会の指摘を活かすために、契約監視委員会の指摘について責任をもって実行を行う担当部署を定め、その指摘について、検討、審議し、改善方針を示すことを制度化されたい。 また、事前のチェックについても外部有識者の意見をもらうなど、より透明性の高い仕組みを講じることを検討されたい。	当機構では、契約監視委員会の事務担当部署である企画・財務課において、同委員会からの指摘・意見を検討、審議し、改善方針を示し、その後の契約業務に反映させ業務の適正化に努めている。今後はその手続の制度化とともに、必要に応じて事前に外部有識者の意見を反映する仕組みの構築に向け検討していく。	措置中	(令和8年10月31日)
意見7ー①	47	大阪市民病院機構では、建物の目標使用年数を60年として、投資計画、改修計画等を策定しているが、減価償却計算においては、法人税法上の法定耐用年数である39年を採用している。 建物の稼働から30年が経過する中、残存耐用年数が10年弱である総合医療センターの建物について、耐用年数到来以降は減価償却費が発生しないことになる。 大阪市民病院機構は、会計的には、その前提で、今後の投資計画・改修計画を検討する必要がある。	当機構では、「医療施設におけるインフラ長寿命化計画（個別施設計画）策定のためのガイドライン」（厚生労働省）に基づき、令和6年度に個別施設計画を策定し、随時見直しを行いながら、長期投資計画・改修計画を検討していく。	見解	—
意見7ー②	47	各建物の築年数は、令和6年度末時点で20～30年目にあたり、構造物の健全性評価、長寿命化の判断のため、また、耐震性の確認のためにも、大阪市民病院機構は、非破壊検査等の詳細調査を検討されたい。	総合医療センター、十三市民病院とも新耐震基準に沿っており、建築基準法などの法令等に従い定期検査を受検している。施設の整備・改修については、「医療施設におけるインフラ長寿命化計画（個別施設計画）策定のためのガイドライン」（厚生労働省）に基づく点検・調査を行う中で、必要と思われる非破壊検査等について対応をしている。	見解	—
意見8	48	十三市民病院においては、予算執行率が70～80%の水準で過去推移している。特別な事情が勘案されるが、大阪市民病院機構は、適宜、個別施設計画に反映させることが、予算統制上必要である。	十三市民病院における予算執行率の低下は、コロナ禍からの回復期間中という特殊事情によるものであるが、今後の投資計画や改修計画が変更となる場合は、適宜個別施設計画にも反映していく。	見解	—

監査結果に関する措置状況報告書

令和 7 年度包括外部監査（地方独立行政法人大阪市民病院機構に係る事業管理及び財務事務の執行について）

所 管 所 属：健康局

通 知 日：令和 8 年 6 月 15 日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
指摘 4	53	固定資産管理における実査未実施は内部統制の脆弱さを示す事例であり、改善を継続することが不可欠であるため、大阪市民病院機構は、十三市民病院にて150万円以上の工具・器具及び備品、車両運搬具、ソフトウェアを対象に実査しているが、原則、固定資産計上されているものについて、台帳との一致を確認されたい。	十三市民病院における令和 6 年度の150万円以上の固定資産実査については、可及的に実施可能な暫定手法として固定資産の 9 割をカバーできる金額を設定し実施したものである。令和 7 年度においては、固定資産管理規程に基づき778品目全ての実査を実施し、所在不明の66品目については、耐用年数が経過し、残存簿価も 1 円のものであることから、故障等に伴いすでに廃棄処分しているものと判断し、除却処理を行った上で、令和 8 年 3 月 31 日付で固定資産台帳を整理した。今後、適正な備品管理を行えるよう再発防止策を定め、令和 8 年 4 月 10 日に関係部署へ通知の上、運用を開始した。	措置済	令和 8 年 4 月 10 日
指摘 5	54	大阪市民病院機構においては、市民病院機構監事監査規程に基づき、監査（業務監査、会計監査）を行っている。 会計監査において、薬剤管理や内部統制上の課題が指摘されている。これらは財務諸表全体の信頼性を損なうものではないが、管理体制の脆弱さを示すものであり、改善が必要である。 大阪市民病院機構は会計監査、業務監査等の指摘は「形式的には問題なし」と結論づけて終了するだけでなく、内部監察室が問題点を検討するなど、経営改善や資源配分の合理性を問う出発点として業務の見直しをはかる仕組みを構築されたい。	会計監査・業務監査で受けた指摘については、内部統制に関するリスク管理に資するべき事項として捉えており、内部監察室において毎年度テーマを決めて調査することで、中立的な立場で業務の見直しに取り組んでいる。今後、内部監察室が中心となって業務の見直しを図る仕組みの構築に向けて検討を行っていく。	措置中	(令和 9 年 3 月 31 日)
意見 9	56	大阪市民病院機構として、十三市民病院と総合医療センターの連携を強化したうえで、再度十三市民病院の経営基準となる独自の数値の設定をするなどして、経営改善へ向けての取組を、十三市民病院及び総合医療センター内で明示し、大阪市民病院機構全体の職員の意識改革を図るよう取り組まれない。 なお、経営指標としての病床稼働率については、結核病床などの特殊事情のある病床を除いた急性期病棟の病床稼働率の改善状況を十分検討されたい。	十三市民病院と総合医療センターとの連携強化に関しては、令和 7 年 7 月に当機構における連携・検討体制として、連携推進委員会を設置したところである。連携の取組実績は各病院や機構の会議で報告するとともに、機構全体の課題として共有し、職員の意識改革を図っている。十三市民病院の病床稼働率については、病棟別・機能別に状況を把握しており、今後とも改善に努めていく。	見解	—
意見10	58	紹介患者数は、地域医療連携室の努力もあり増加傾向にある。ただし、令和 6 年 4 月の運営会議議事録によると、令和 6 年 3 月実績での応需率は85%であり、応需率改善が課題である。大阪市民病院機構は、今後、応需率改善に向けた、課題解決についての進捗状況を、定期的に運営会議で報告させるなど、応需率改善への仕組みを構築されたい。	十三市民病院の課題のひとつである応需率改善に関しては、毎月の機構運営会議での報告を行い、課題や進捗状況の共有に努めており、令和 7 年 12 月実績での応需率は93%まで上昇している。引き続き応需率の改善に向けて取り組んでいく。	見解	—

監査結果に関する措置状況報告書

令和7年度包括外部監査（地方独立行政法人大阪市民病院機構に係る事業管理及び財務事務の執行について）

所 管 所 属：健康局

通 知 日：令和8年6月15日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見11	65	業務実績報告書は、大阪市民病院機構全体の目標達成状況を自己評価するものであり、設立団体である大阪市にとって評価委員会の意見を踏まえて年度評価を実施する基礎となる。そして、市民への説明責任を果たす資料として、診療機能の充実や地域医療への貢献等を市民へ開示するものと位置付けられる。 市民への情報開示は、行政の透明性確保、説明責任を果たす上で、ますます重要となる。 特に、総合医療センターが地域医療を担う公的医療機関として重要な役割を果たしていることについては、業務実績報告書に記載される項目以外の項目を含め、大阪市民病院機構として積極的に開示されることが望まれる。	毎事業年度における業務の実績については、業務実績報告書に記載される項目以外の項目を含め、機構ホームページや病院ホームページ、医療連携情報誌（メディカルネット）、市民医学講座等様々な方法により開示を行っている。今後、より機構のホームページを充実させ、高度急性期医療、救急医療・災害医療、周産期・小児医療など地域医療を担う中核的な公的医療機関としての役割を広く周知するなど、積極的な広報に努めていく。	見解	—
意見12	67	内視鏡手術支援ロボットの導入は、金額的にも重要な設備投資となり、財務的な負担が大きい、公的医療機関の役割であると言える。 現状では、総合医療センターのホームページ上、内視鏡手術支援ロボットについて開示されているが、その内容は当該支援ロボットの説明のみで、その導入についての意義、目的などについての記載がない。 患者の身体的負担軽減と研修医や若手医師のキャリア形成上の利点も踏まえた意義を、市民に対して、大阪市民病院機構として積極的に情報発信する必要がある。	内視鏡手術支援ロボットの導入に当たっては、病院ホームページに特設ページを設置し、メインページから直接誘導するアイコンを配置するなど、内容の充実を図っているところである。今後は、導入の意義、目的や医師のキャリア形成上のメリットに加え患者が享受できる負担軽減等の利点についても、市民目線に立った分かりやすい情報発信をホームページなどを活用し積極的に行っていく。	見解	—
指摘6	68	大阪市民病院機構の事務作業で、一部の職員に業務が集中しており、属人的経験に頼っている。現状、業務遂行に問題が生じる事態ではないが、今後リスクは高まる状況にあり、市民への説明責任・情報公開など昨今の要求に対応するための事務負担増を考慮に入れた場合には十分な対応が組織として難しい状況と評価せざるを得ない。 大阪市民病院機構は、大阪市とも協議の上、管理体制をさらに充実させるため、管理体制の現状と将来的な展望について健康局と定期的な意見交換の場を設けるなど、優秀な人材の確保・育成に向けた仕組みを確立されたい。	（大阪市民病院機構） 当機構における事務職員においては、中堅層の育成・強化が重要な課題である。現時点では業務遂行に支障は生じていないものの、今後の事務負担や事業の継続等を考慮すると早急な改善が必要である。 今後も引き続き、大阪市健康局と管理体制の現状や将来の課題を共有しながら、優秀な人材の確保・育成に向け意見交換の場を設けるなど、有効な仕組みの構築に向け検討していく。 （健康局） 健康局としても、市民病院機構事務職員における中堅層をはじめとした人材の育成・強化が課題であると考えている。定期的に意見交換の機会を確保し、機構における計画的な人材育成等が着実に進むよう、設立団体としても必要な助言や支援を行っていく。	措置中	（令和9年3月31日）